

平成30年 第10回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成30年10月5日(金) 13時30分

2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 全員協議会室

3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	川本 英治	2	木下 弘一	3	岡 善男
4	樋 田 都	5	森 博文	6	河野 誠子
7	矢野 彰	8	正本 勝彦	9	鎌田 長和
10	欠席	11	大本 定一	12	長岡 由紀
13	萩森 敏久	14	二宮 政明	15	若松 勲
16	橋岡 武志	17	土居 敬幸	18	清水 稔
19	柴田 紳一郎				

○出席職員

事務局長 菊地 一彦

事務局次長 西村 真徳

事務局 阿部 真土、井上 義雅

○欠席委員

10番 松良 公人委員

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について 4件

議案第49号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 2件

議案第50号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転) 5件

議案第 51 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認 について（利用権設定）	7 件
追加議案第 52 号 農用地利用配分計画案に関する意見について	5 件

第 4 協議・連絡事項

- ・農業委員会だよりについて
- ・平成 30 年度東京市場及び流通調査視察研修について
- ・農地利用最適化交付金について
- ・平成 30 年第 11 回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、平成 30 年第 10 回八幡浜市農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は 19 人中、18 人で総会成立の定足数に達しております。

欠席委員は「10 番、松良 公人委員」の 1 人です。

それでは、二宮会長から招集のご挨拶を申し上げます。

(二宮会長挨拶)

議 長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは議事録署名人に「13 番、萩森 敏久委員」、「15 番、若松 勲委員」を指名します。

議 長 それでは付議案件に入ります。

議案第 48 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程致します。

番号 19、20、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 48 号、番号 19、20 について説明します。

番号 19、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「437 m²」、3 条無償移転です。

譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

申請事由としては、譲渡人は「高齢であるし、遠方に居住しているため管理できないので譲渡したい」。譲受人は「取得して自家用の野菜を作りたい」であります。

譲受人の経営面積「446.2 a」。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

次、番号20、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「383 m²」。

議案書1ページには、〇〇〇〇から〇〇〇〇まで。

議案書2ページには、〇〇〇〇から〇〇〇〇まで。

議案書3ページには、〇〇〇〇から〇〇〇〇まで。

議案書4ページには、〇〇〇〇から〇〇〇〇までを記載しています。

計38筆、「40,376 m²」、3条無償移転です。

譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

申請事由としては、譲渡人は「農業後継者に農地を一括贈与する」。譲受人は「農地を譲り受け、安定した農業経営を実施したい」であります。

譲受人の経営面積「0 a」。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

議 長

地元委員の説明を求めます。

6 番

説明します。

番号19、〇〇〇〇ですが、〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇子供さんの所

で生活をしており、少しずついろいろなものを処分されておりました。

〇〇〇〇さんは〇〇〇〇歳で、〇〇〇〇で息子さんと一緒に農業をされております。

で、この〇〇〇〇さんの家をこの〇〇〇〇さんのお姉さん夫婦、県外におられたのですが、古民家に住みたいということで、〇〇〇〇さんの家をお姉さん夫婦が買われまして、その隣接した土地が畑をするにはちょうどいいような土地がありまして、今回申請されているのはその土地のことで、荒れることもなく使ってもらえるのなら特別な問題もないと思いますので、よろしくお願ひします。

続けて番号 20、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇歳で、住所が〇〇〇〇になっていますけども、以前は〇〇〇〇におられましたけども、息子さんか帰られてからは、息さんが〇〇〇〇で、お父さんは現在、住所は〇〇〇〇となつていますが、〇〇〇〇の家にお父さん夫婦は住んでおられます。

息さんの〇〇〇〇さんは、現在、〇〇〇〇歳で、一時は県外でずうっと働いておられたんですけども、〇〇〇〇こちらに帰つてこられて農業を継がれました。現在、後継者としてバリバリと働いておられますので、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　次、番号 21、22、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　番号 21、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「193 m²」、3条有償移転です。

譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

申請事由としては、譲渡人は「譲受人の要望により、農地を売却し

たい」。譲受人は「農地を購入し、ますます農業に精進します」であります。

譲受人の経営面積「278.2 a」。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

次、番号22、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,904 m²」、外2筆、計「4,574 m²」、3条有償移転です。

譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

申請事由としては、譲渡人は「農業後継者がなく、〇〇〇〇から通うことが難しくなったため売却したい」。譲受人は「農地を譲り受け、経営規模を拡大したい」であります。

譲受人の経営面積「278.2 a」。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

16番 番号21を説明します。

譲渡人の〇〇〇〇の土地は、譲受人〇〇〇〇の農地に隣接しており、〇〇〇〇さんが所有する方が便利であるため、双方話し合いの結果、今回の売却になりました。

番号22、〇〇〇〇さんは高齢で、後継者もなく、〇〇〇〇から通うことが難しくなったので〇〇〇〇さんに売却することになりました。

〇〇〇〇さんは〇〇〇〇歳で、頑張っております。

よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ

いませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、議案第 49 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」
番号 11、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 49 号、番号 11 を説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「297 m²」、所有権移転です。

譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇です。

譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇です。

転用目的「住宅用地」、転用理由「子供が増え、現住居、借家が手狭となったため、申請地を譲り受けて自己住宅を新築したい」とのこと
であります。

参考資料の 1 ページ、位置図をご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇の近くに位置しており、都市計画用途地域の「第一種住居地域」にあたります。このことから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により都市計画法に規定する用途地域内農地に該当するため、「第 3 種農地」となります。

この第 3 種農地の転用は、同通知により原則許可をすることができることから、本案件は、転用の確実性や周辺の営農条件への支障等に特段問題がなければ、許可できるものと考えます。

また、別添の参考資料 2 ページから 4 ページまでに、地番地目図、土地利用計画図を掲載していますので、ご確認ください。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

1 4 番 説明します。

〇〇〇〇さん、〇〇〇〇となっておりますが、私たちと一緒に農家をやっておられました。〇〇〇〇脳梗塞で倒れられて、入退院を繰り返して、一時は、また農家をされていたのですが、また再発をしまして農業はできないということでほとんど貸しております。今回、ちょうど〇〇〇〇さんの家の裏にあたるんですが、〇〇〇〇の方が家を建てたいということでこういう形となりました。

よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 12、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 49 号、番号 12 を説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「819 m²」、所有権移転です。

譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇です。

譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇です。

転用目的「農業用倉庫用地」、転用理由「現在、約 250 t の温州みかんを生産しているが、既存の倉庫では手狭となったので、申請地を取得して、農業用倉庫を新築したい」とのことです。

参考資料の 5 ページ、位置図をご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇に位置しており、都市計画用途地域の「第一種住居地域」にあたります。このことから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により都市計画法に規定する用途地域内農地に該当するため、「第 3 種農地」となります。

この第 3 種農地の転用は、同通知により原則許可をすることができることから、本案件は、転用の確実性や周辺の営農条件への支障等に特段問題がなければ、許可できるものと考えます。

また、別添の参考資料 6 ページから 8 ページまでに、地番地目図、土地利用計画図を掲載していますので、ご確認ください。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

5 番 番号 12 を説明します。

〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇歳、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇歳で、畑はデコポンを植えておりますが、一生懸命しています。申請地周辺は全部宅地です。なかなか消毒や肥料に気を遣うところだそうです。

〇〇〇〇さんは、再々この総会でも名前が出る方で、〇〇〇〇で、15h a ぐらい経営されていて、250 t ぐらい出荷されるということで、倉庫が手狭で、早くから倉庫がどこかにないかということで考えていたのですが、〇〇〇〇に、〇〇〇〇で、大きなトラックも入るということで話がまとまり、こういう申請となりました。

よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第 50 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」番号 49、50 事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第 50 号、番号 49、50 を説明します。

番号 49、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,457 m²」。

所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「9 a」、売

買価格〇〇〇〇。

なお、〇〇〇〇の経営面積は「9 a」となっておりますが、父〇〇〇〇の経営する農地「約 170 a」を耕作していること。また、認定農業者であることから、経営面積については問題ないと考えます。

番号 50、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「269 m²」、外 2 筆、計「1,019 m²」

所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「144.9 a」、当事者の合意による無償譲渡です。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 番 番号 49、50 を説明します。

番号 49、〇〇〇〇くんは、もともと〇〇〇〇の近所、同じ部落に住んでいた人です。その部落の上あたりの畑を毎月ぐらい出てきていると思いますが、購入されています。

〇〇〇〇さんは、経営面積「2 町」ぐらいで、4 人いますので、大丈夫だと思います。

番号 50、〇〇〇〇さんと、〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇さんの奥さんの親父さんが、この〇〇〇〇さんと兄弟で、耕作されていたそうです。耕作していた農地を〇〇〇〇さんが買うようになった話であります。

よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 51、事務局の説明を求めます。

事務局 番号 51、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「578 m²」。
所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「598.2 a」、
売買価格〇〇〇〇。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

5番 番号 51 を説明します。
〇〇〇〇さん、〇〇〇〇歳、現在、〇〇〇〇の方に住んでおられま
して、お父さんの〇〇〇〇さんという人が数年前まで作っておられて、
買い手の〇〇〇〇さんに、数年前から、荒れるから作ってくれという
ことで頼まれていたようです。
今回、イヨカン畑やったんですけど、少し高い気がするんですけど、
〇〇〇〇で、〇〇〇〇さん太っ腹で買ったということです。
〇〇〇〇さんは、10 町以上経営されていて、馬力のある方ですので、
異論はないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 52、事務局の説明を求めます。

事務局 番号 52 を説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,371 m²」。
所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「879.7 a」、
売買価格〇〇〇〇。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

16番 説明します。

〇〇〇〇さんは〇〇〇〇歳になられて、少し経営面積を減らしたいということで、昔から知っている〇〇〇〇くんに話をしたら、買いますということで、話がまとまりました。

よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号53、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号53を説明します。

農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「194㎡」。

所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「170.7a」、
売買価格〇〇〇〇。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

18番 番号53を説明します。

〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇に住んでおられまして、元々〇〇〇〇さんが作っているみたいですが、樹が2、3本あるのと、野菜が少しあるということですけど、この際、購入したいということです。

この二人は〇〇〇〇で、親戚関係になるみたいで、問題ないと思います。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、議案第 51 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「利用権貸借」番号 143、144、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 51 号を説明します。
番号 143、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,425 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「65.9 a」、期間「4 年 5 カ月」、賃借料〇〇〇〇。
番号 144、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「508 m²」、外 1 筆、計「1,318 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「65.9 a」、期間「4 年 5 カ月」、賃借料〇〇〇〇。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

8 番 番号 143、144 説明します。
現在、〇〇〇〇地区におきまして、研修生という形で、〇〇〇〇から一人と、〇〇〇〇から一人、計二人の研修生が入っております。
で、その一人ずつに研修園を探してくれということで、探してありましたところ、この〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんが快く貸してあげるよということで、このような形で話がまとまっております。

よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 145 から 147 まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 番号 145、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,166 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「65.9 a」、期間「5年5カ月」、賃借料〇〇〇〇。

番号 146、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「612 m²」、外1筆、計「1,748 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「65.9 a」、期間「5年5カ月」、賃借料〇〇〇〇。

番号 147、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「866 m²」、外1筆、計「898 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「65.9 a」、期間「5年5カ月」、賃借料〇〇〇〇。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

11番 説明します。

番号 145 から 147 まで、この園地ですけど、今、〇〇〇〇には I ターンで、新規就農するために研修を受けている方がいます。

来年から新規の就農者になる予定ですけど、その園地として中間管理機構を介して〇〇〇〇が借りています。

〇〇〇〇くんというのですが、〇〇〇〇で実習を受け、いい青年ですので、なるべく農地を用意して、新規就農をさせようと考えていますので、よろしくをお願いします

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 148、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 148、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「242 m²」、外 7 筆、計「2,485 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「328.1 a」、期間「9 年 7 カ月」、賃借料〇〇〇〇です。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 8 番 番号 148 を説明します。

〇〇〇〇さんは、高齢で、病気のため、なかなか農業ができないということで、ここの土地、小さくたくさんあるのですが、〇〇〇〇さんの家の周辺ということでもあります。

〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇で、バリバリやっております、なんら問題ないと思います。

他の土地も〇〇〇〇くんの方があたって耕作されているところも

ありますので、問題ないと思います。
以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 149、再設定です。事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 149、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「598
㎡」、外 2 筆、計「3,620 ㎡」、再設定の賃貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「290 a」、
賃借料〇〇〇〇、期間「1 年 6 カ月」。
以上です。

議 長 再設定のため地元委員の説明を省略します。

議 長 ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、追加議案第 52 号「農用地利用配分計画案に関する意
見について」

番号 4 から 8 まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 52 号を説明します。

議案第 52 号は、議案第 51 号の番号 143 から 147 までで審議していただいた中間管理機構の案件に関するもので、いずれも中間管理機構を介した賃貸借の案件です。

番号 4、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,425 m²」、
農地の所有者〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、期間「4年3カ月」、
賃借料〇〇〇〇。

番号 5、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「508 m²」、
外 1 筆、計「1,318 m²」。

農地の所有者〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、期間「4年3カ月」、
賃借料〇〇〇〇。

番号 6、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,166 m²」、
農地の所有者〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、期間「5年3カ月」、
賃借料〇〇〇〇。

番号 7、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「612 m²」、
外 1 筆、計「1,748 m²」。

農地の所有者〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、期間「5年3カ月」、
賃借料〇〇〇〇。

番号 8、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「866 m²」、
外 1 筆、計「898 m²」。

農地の所有者〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、期間「5年3カ月」、
賃借料〇〇〇〇。

以上です。

議長

今後こういった案件が増えると思いますが、何かご意見、ご質問ございませんか。

委員

(意見、質問等なし)

議長

ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 14時30分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

平成30年10月5日

会 長 二 宮 政 明

議事録署名人 萩 森 敏 久

議事録署名人 若 松 勲